

就学支援金制度

種類	内容	支援金額
高等学校等 就学支援金制度	<p>家庭の状況に関わらず、全ての意思ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会を作るため、生徒の授業料に充てる高等学校就学支援金が支給される。返済は不要。</p>	<p>就学支援金は学校に対して支給され、生徒の授業料等に充当されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、ご注意ください。</p> <p>【世帯年収約 590 万円未満】 支援額：24,750 円/1 単位</p> <p>【世帯年収約 590~910 万円以下】 支援額：9,900 円/1 単位</p>
高等学校等 学び直し支援制度	<p>高等学校を中途退学した方が再び高等学校等で学びなおす場合に、法律上の就学支援金支給期間を過ぎた後も卒業までの間、継続して授業料の一部の支援を国が行う制度。</p>	<p>年収約 910 万円未満世帯の生徒等を対象に 118,800 円/年を支給。</p> <p>私立高校に通う年収約 590 万円未満世帯の生徒等は、296,400 円/年を上限として支給。</p> <p>※ 24 ヶ月分までの上限があります。</p>
奨学のための 給付金制度	<p>授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成 26 年 4 月以降に私立高等学校に入学された方で、「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」が非課税世帯であることなど支給要件を満たす方に支給する。</p>	<p>生活保護(生業扶助)受給世帯 年額 52,600 円 (早期給付受給者支給額 39,450 円)</p> <p>道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 年額 52,100 円 (早期給付受給者支給額 39,075 円)</p>
愛媛県奨学資金	<p>修学が困難な生徒に対し、学資金を貸与して、有用な人材を育成することを目的とする奨学資金制度。愛媛県奨学資金は無利息。</p>	<p>私立高校・自宅通学の場合 月額 5,000~30,000 円を貸与。</p>